

**令和 8 年度
水道水質検査計画**

**令和 8 年 3 月
東串良町水道事業**

目 次

1	水質検査計画に関する基本方針	2
2	水道事業の概要	2
3	水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	3～4
4	採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	5～6
	(1) 採水地点	
	(2) 検査項目、検査頻度及びその理由	
5	水質検査方法	6
6	臨時の水質検査	7
7	水質検査の自己／委託の区分	7
8	水質検査計画及び検査結果の公表	7
	(1) 公表内容	
	(2) 公表方法	
9	その他の留意事項	7～8
	(1) 水質基準項目等の定量下限値及び精度保証	
	(2) 原水に係る水質検査の実施	
	(3) 水道水源の汚染源の把握	
	(4) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備	
	(5) 水質検査における精度管理及び信頼性の保証	
	(6) 給水管理等に係る衛生対策の推進	
10	令和8年度水質検査計画	9～11
11	令和8年度水質検査採水計画	12～13

1 水質検査計画に関する基本方針

この計画は、供給する水道水の水質管理強化を図ることにより水道水源の安全を確保し、水道利用者に安全で安心できる水道水を安定的に供給するため、水道法に基づき策定し、計画的に水質の検査を行うものである。また、臨時に行う水質検査等についても、実施基準を明らかにするものである。

また、水道事業の整備計画である水道ビジョンを具体的に推進し、利用者のニーズを水道事業に反映させるとともに、水質検査の結果等については、広く公開し、水道水質の現況理解と水質保全に対する協力や意見等を求めるものである。

2 水道事業の概要

○ 中央地区第1・第2水源・岩弘配水池

給水開始	昭和49年5月1日
給水計画人口	3,300人
給水人口	3,706人
水源の種別	深井戸地下水
浄水方法	次亜塩素殺菌
配水方式	自然流下式（一部加圧）



岩弘配水池

○ 東部地区第1・第2水源・雪山配水池

給水開始	昭和60年2月1日
給水計画人口	2,560人
給水人口	2,304人
水源の種別	深井戸地下水
浄水方法	次亜塩素殺菌
配水方式	ポンプ加圧式



第1水源及び雪山配水池

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

○ 中央地区第1・第2水源

<p>水 源</p>	<p>第1水源は地下53mの深井戸から取水しており、昭和49年の事業開始以来、一度も枯渇することなく豊富で安定した水質を保っている。</p> <p>第2水源は地下85.9mの深井戸から取水しており、令和5年度稼働開始である。</p>	
<p>原 水</p>		<p>浄 水</p>
<p>【状況】</p> <p>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が第1水源は基準値（10mg/L）の7割程度であるが、近年は一定の幅で推移する状況となっている。また、その他の数値については良好であり、飲用による健康への影響については、全く問題はない。</p> <p>令和5年度より新規に稼働した第2水源は硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の7割程度であるが、その他の数値については良好であり、飲用による健康への影響については、全く問題はない。</p> <p>【対策】</p> <p>硝酸態窒素等は、状況により臨時の検査等を実施し、その推移を注視していく。また、令和5年度より新しく稼働した第2水源の水質状況も同様に注視していく。</p>		<p>【状況】</p> <p>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値（10mg/L）の7割程度であり、近年は一定の幅で推移する状況となっている。また、その他の数値については良好であり、第2水源地の新規稼働による数値の変化はあまり見られず、飲用による健康への影響については、全く問題はない。</p> <p>また、令和7年度にPFOS・PFOAの検査を行ったが、暫定目標値以下であり、特に問題はない。</p> <p>【対策】</p> <p>消毒については現在、次亜塩素による滅菌処理のみであるが、原水における硝酸態窒素等の検査結果によっては臨時の検査等も実施していく。また、第2水源は令和5年度より新規稼働をしているので、浄水の水質状況について今後も注視していく。</p>

○ 東部地区第1・第2水源

<p>水源</p>	<p>第1水源は地下100m、第2水源は地下84.5mの深井戸から取水しており、昭和60年の事業開始以来、一度も枯渇することなく豊富で安定した水質を保っている。</p>	
<p>原水</p>	<p>浄水</p>	
<p>【状況】 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が第1水源は基準値（10mg/L）の4割程度、第2水源は5割程度であるが、一定の幅で推移する状況となっている。また、その他の数値については良好であり、飲用による健康への影響については、全く問題はない。</p> <p>【対策】 硝酸態窒素等は、状況により臨時の検査等を実施し、その推移を注視していく。また、新規水源の調査等を継続して検討していくこととしている。</p>	<p>【状況】 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値（10mg/L）の5割程度であるが、一定の幅で推移する状況となっている。また、その他の数値については良好であり、飲用による健康への影響については、全く問題はない。</p> <p>また、令和7年度にPFOS・PFOAの検査を行ったが、暫定目標値以下であり、特に問題はない。</p> <p>【対策】 消毒については現在、次亜塩素による滅菌処理のみであるが、原水における硝酸態窒素等の検査結果によっては臨時の検査等も実施していく。</p>	

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点

- ・中央地区 【原水】 第1水源地（岩弘）
【 〃 】 第2水源地（持留）
【浄水】 川西公民館
- ・東部地区 【原水】 第1水源地（雪山）
【 〃 】 第2水源地（境）
【浄水】 農村環境改善センター

【 令和8年度 水質検査採水地位置図 】



(2) 検査項目、検査頻度及びその理由

【 浄水 】

ア) 毎日検査

色、濁り、残留塩素について給水地区ごとに測定し、記録を残す。

イ) 毎月検査

毎月1回、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目について検査を行う。

ウ) 3回/年

3・6・12月に水質基準項目26項目について検査を行う。

エ) 全項目検査(年1回)

9月に水質基準項目52項目について検査を行う。

(地下の温度が上昇する時期を考慮)

【原水】

ア) 毎月検査 指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)検査

全4系統の原水は、クリプトスポリジウム等の汚染リスク評価において「汚染レベル1」に分類されるが、安全確認に万全を期すため、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、対策レベル2に準じた指標菌検査を実施する。

なお、検査頻度については指針で定められた基準(3ヶ月に1回以上)を上回る「毎月1回」とし、自主的な監視体制の強化を図るものである。

イ) 全項目検査(年1回)

9月に消毒副生成物を除く40項目について検査を行う。

(配水タンク内の水の温度が上昇する時期を考慮)

※ 具体的な検査基準項目及び検査頻度理由については検査計画書P9～P13参照。

5 水質検査方法

水質検査は全て委託により行う。毎日検査以外の定期検査及び臨時の検査は、水道法第20条第3項に規定された登録検査機関に委託する。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行う。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺等に消化器系感染症が流行しているとき
- (3) 浄水の過程で、異常が認められたとき
- (4) 配水管の工事等に伴い、水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (5) その他、特に必要があると認められるとき

7 水質検査の自己／委託の区分

委託検査は毎日検査及び、水質検査計画に基づく定期検査及び臨時の検査の時とする。

なお、定期検査及び臨時の検査における委託先は水道法第 20 条第 3 項で規定された登録検査機関とする。

また、9月の原水・浄水の全項目検査時に検査機関へ本水道事業職員が直接出向き、検査の実施状況を確認することとする。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

- (1) 公表内容 ア) 水質検査計画
 イ) 水質検査結果
- (2) 公表方法 ア) 東串良町のホームページに検査計画を掲示。
 イ) 東串良町のホームページに検査結果を掲示。

9 その他の留意事項

- (1) 水質基準項目等の定量下限値及び精度保証

定量下限値については、原則、基準値及び目標値の 1/10 の定量下限を確保する。

また、検査機関に対して、検査内容の精度が保証できる検査体制の確認を行っていく。具体的には、9月の全項目検査時に検査機関へ直接出向き、検査の実施状況を確認する。

(2) 原水に係る水質検査の実施

登録検査機関に委託する基本的な検査の内容は、年 1 回行う水質基準 40 項目とする。
また、クリプトスポリジウム対策としての指標菌検査については、指針の頻度を上回る毎月 1 回の検査を継続して実施する。
さらに、必要と認められるときは臨時の検査も実施するものとする。

(3) 水道水源の汚染源の把握

毎日検査及び原水の定期・臨時の水質検査を通じ、汚染の状況把握に努める。汚染またはその可能性があると思われるときは、県や近隣市町、特に水源水系を同じくすると思われる市町と連携を図り、県や関係機関の指導を受けながら汚染源の把握に努める。

(4) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

原水及び浄水の水質状況を検査結果等から、その検査値の推移を正確に把握するとともに、利用者から水道水の異常に関する情報を取得できるよう係内の体制整備を図り、早期発見に努める。

また、重大な災害が発生したときは、町防災計画に基づく水道事業危機管理対策マニュアルの活用で、給水の減断水による住民生活への影響を最小限にとどめることとする。

(5) 水質検査における精度管理及び信頼性保証

水質検査は、その精度信頼性が極めて重要であることから、水質検査の委託にあたっては、環境省による「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」及び全国給水衛生協会による「外部精度管理調査」等の結果を参考とするため、登録検査機関にはその開示を求める。

また、検査機関に対し、水道法第 18 条に基づく検査の要求の他、水質汚染等の危機管理において、サポート体制の充実を図れるよう、協力を要請する。

さらに、検査結果に対する利用者への説明責任を果たすべく、検査機関と緊密な連携を図り、諸課題に積極的に取り組むことで、水道事業に対する信頼性向上に努める。

(6) 給水管等に係る衛生対策の推進

給水管等に係る衛生対策については、町指定管工事業業者とも連携を図り、利用者が給水装置の維持管理及び衛生管理に努めていけるよう啓発を行っていく。特に、鋼管製水道管の腐食等による衛生面への影響が心配されるところであるが、これらの資材を使った給水管設置者に対し水道管の破損がないかなど、自主点検等を行うよう、広報誌等で呼びかけを行っていく。

10 令和8年度水質検査計画（中央地区・川西公民館）

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	浄水検査頻度	検査回数の設定等	原水検査頻度
1 一般細菌	100個/ml以下	18	12回/年	省略不可項目	1回/年
2 大腸菌	検出されないこと	検出されない	12回/年		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	1回/年	注 1	1回/年
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満	1回/年		
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	1回/年		
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	1回/年		
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	1回/年		
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満	1回/年		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	4回/年		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	4回/年		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	8.2	4回/年	*****	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08未満	1回/年	注 1	1回/年
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	1回/年		
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1回/年		
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1回/年		
16 ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満	1回/年		
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002未満	1回/年		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1回/年		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1回/年		
20 PFOS及びPFOA	0.00005mg/l以下	-----	4回/年	*****	
21 ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1回/年	注 1	
22 塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	4回/年	省略不可項目	1回/年
23 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	4回/年		
24 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満	4回/年		
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	4回/年		
26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満	4回/年		
27 臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	4回/年		
28 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満	4回/年		
29 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	4回/年		
30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満	4回/年		
31 ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	4回/年		
32 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満	4回/年		
33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	1回/年	注 1	1回/年
34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満	1回/年		
35 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満	1回/年		
36 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	1回/年		
37 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14.4	1回/年		
38 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	1回/年	省略不可項目	1回/年
39 塩化物イオン	200mg/l以下	13	12回/年		
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	61	4回/年	*****	
41 蒸発残留物	500mg/l以下	246	4回/年	*****	
42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	1回/年	注 1	
43 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	1回/年	深層地下水を使用している本町は薬類の影響の恐れが極めて少ない為	
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	1回/年		
45 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未満	1回/年	注 5	
46 フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	1回/年	注 1	
47 有機物（TOC）	3mg/l以下	0.3未満	12回/年	省略不可項目	1回/年
48 pH値	5.8～8.6	6.8	12回/年		
49 味	異常でないこと	異常なし	12回/年		
50 臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年		
51 色度	5度以下	0.5未満	12回/年		
52 濁度	2度以下	0.1未満	12回/年		

11 令和8年度水質検査計画（東部地区・農村環境改善センター）

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	浄水検査頻度	検査回数の設定等	原水検査頻度
1 一般細菌	100個/ml 以下	0	12回/年	省略不可項目	1回/年
2 大腸菌	検出されないこと	検出されない	12回/年		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	0.0003未満	1回/年	注 1	1回/年
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	0.00005未満	1回/年		
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	0.001未満	1回/年		
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	0.001未満	1回/年		
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	0.001	1回/年		
8 六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	0.002未満	1回/年		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	0.004未満	4回/年		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	0.001未満	4回/年		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	4.7	4回/年	*****	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	0.08未満	1回/年	注 1	
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	0.1未満	1回/年		
14 四塩化炭素	0.002mg/l 以下	0.0002未満	1回/年		
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	0.005未満	1回/年		
16 トリス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	0.004未満	1回/年		
17 ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	0.002未満	1回/年		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	0.001未満	1回/年		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	0.001未満	1回/年		
20 PFOS及びPFOA	0.00005mg/l 以下	-----	4回/年	*****	
21 ベンゼン	0.01mg/l 以下	0.001未満	1回/年	注 1	
22 塩素酸	0.6mg/l 以下	0.06未満	4回/年	省略不可項目	1回/年
23 クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	0.002未満	4回/年		
24 クロロホルム	0.06mg/l 以下	0.001未満	4回/年		
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	0.003未満	4回/年		
26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	0.001未満	4回/年		
27 臭素酸	0.01mg/l 以下	0.001未満	4回/年		
28 総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	0.001未満	4回/年		
29 トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	0.003未満	4回/年		
30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	0.001未満	4回/年		
31 ブロモホルム	0.09mg/l 以下	0.001未満	4回/年		
32 ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	0.008未満	4回/年		
33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	0.01未満	1回/年	注 1	1回/年
34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	0.02未満	1回/年		
35 鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	0.03未満	1回/年		
36 銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	0.02	1回/年		
37 ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	15.2	1回/年		
38 マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	0.005未満	1回/年		
39 塩化物イオン	200mg/l 以下	14	12回/年	省略不可項目	
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l 以下	54	4回/年	*****	
41 蒸発残留物	500mg/l 以下	226	4回/年	*****	
42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	0.02未満	1回/年	注 1	
43 ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	0.000001未満	1回/年	深層地下水を使用している本町は薬類の影響の恐れが極めて少ない為	
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	0.000001未満	1回/年		
45 非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	0.005未満	1回/年	注 5	
46 フェノール類	0.005mg/l 以下	0.0005未満	1回/年	注 1	
47 有機物（TOC）	3mg/l 以下	0.3未満	12回/年	省略不可項目	1回/年
48 pH値	5.8～8.6	6.9	12回/年		
49 味	異常でないこと	異常なし	12回/年		
50 臭気	異常でないこと	異常なし	12回/年		
51 色度	5度以下	0.5未満	12回/年		
52 濁度	2度以下	0.1未満	12回/年		

- 注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 注2 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注6 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

12 令和8年度水質検査採水計画（中央地区）

水質基準項目	浄水												計 (回)	原水 9月
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
3 カドミウム及びその化合物						○							1	○
4 水銀及びその化合物						○							1	○
5 セレン及びその化合物						○							1	○
6 鉛及びその化合物						○							1	○
7 ヒ素及びその化合物						○							1	○
8 六価クロム化合物						○							1	○
9 亜硝酸態窒素			○			○			○			○	4	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	4	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	4	○
12 フッ素及びその化合物						○							1	○
13 ホウ素及びその化合物						○							1	○
14 四塩化炭素						○							1	○
15 1,4-ジオキサン						○							1	○
16 1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						○							1	○
17 ジクロロメタン						○							1	○
18 テトラクロロエチレン						○							1	○
19 トリクロロエチレン						○							1	○
20 PFOS及びPFOA			○			○			○			○	4	○
21 ベンゼン						○							1	○
22 塩素酸			○			○			○			○	4	○
23 クロロ酢酸			○			○			○			○	4	○
24 クロロホルム			○			○			○			○	4	○
25 ジクロロ酢酸			○			○			○			○	4	○
26 ジブromクロロメタン			○			○			○			○	4	○
27 臭素酸			○			○			○			○	4	○
28 総トリハロメタン			○			○			○			○	4	○
29 トリクロロ酢酸			○			○			○			○	4	○
30 ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	4	○
31 ブロモホルム			○			○			○			○	4	○
32 ホルムアルデヒド			○			○			○			○	4	○
33 亜鉛及びその化合物						○							1	○
34 アルミニウム及びその化合物						○							1	○
35 鉄及びその化合物						○							1	○
36 銅及びその化合物						○							1	○
37 ナトリウム及びその化合物						○							1	○
38 マンガン及びその化合物						○							1	○
39 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	4	○
41 蒸発残留物			○			○			○			○	4	○
42 陰イオン界面活性剤						○							1	○
43 ジェオスミン						○							1	○
44 2-メチルイソボルネオール						○							1	○
45 非イオン界面活性剤						○							1	○
46 フェノール類						○							1	○
47 有機物（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
48 pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
49 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
50 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
51 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
52 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
計（項目）	9	9	26	9	9	52	9	9	26	9	9	26	40	○

クリプトスポリジウム指針に係る指標菌項目	原水												計 (回)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○

水質管理目標設定項目	原水												計 (回)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 PFOS及びPFOA						○							1	○

12 令和8年度水質検査採水計画（東部地区）

水質基準項目	浄水												計 (回)	原水 9月
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
3 カドミウム及びその化合物						○							1	○
4 水銀及びその化合物						○							1	○
5 セレン及びその化合物						○							1	○
6 鉛及びその化合物						○							1	○
7 ヒ素及びその化合物						○							1	○
8 六価クロム化合物						○							1	○
9 亜硝酸態窒素			○			○			○			○	4	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	4	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	4	○
12 フッ素及びその化合物						○							1	○
13 ホウ素及びその化合物						○							1	○
14 四塩化炭素						○							1	○
15 1,4-ジオキサン						○							1	○
16 トリス(1,2-ジクロロエチル)及びトリス(1,2-ジクロロエチル)						○							1	○
17 ジクロロメタン						○							1	○
18 テトラクロロエチレン						○							1	○
19 トリクロロエチレン						○							1	○
20 PFOS及びPFOA			○			○			○			○	4	○
21 ベンゼン						○							1	○
22 塩素酸			○			○			○			○	4	○
23 クロロ酢酸			○			○			○			○	4	○
24 クロロホルム			○			○			○			○	4	○
25 ジクロロ酢酸			○			○			○			○	4	○
26 ジブromクロロメタン			○			○			○			○	4	○
27 臭素酸			○			○			○			○	4	○
28 総トリハロメタン			○			○			○			○	4	○
29 トリクロロ酢酸			○			○			○			○	4	○
30 ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	4	○
31 ブロモホルム			○			○			○			○	4	○
32 ホルムアルデヒド			○			○			○			○	4	○
33 亜鉛及びその化合物						○							1	○
34 アルミニウム及びその化合物						○							1	○
35 鉄及びその化合物						○							1	○
36 銅及びその化合物						○							1	○
37 ナトリウム及びその化合物						○							1	○
38 マンガン及びその化合物						○							1	○
39 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	4	○
41 蒸発残留物			○			○			○			○	4	○
42 陰イオン界面活性剤						○							1	○
43 ジェオスミン						○							1	○
44 2-メチルイソボルネオール						○							1	○
45 非イオン界面活性剤						○							1	○
46 フェノール類						○							1	○
47 有機物（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
48 pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
49 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
50 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
51 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
52 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
計（項目）	9	9	26	9	9	52	9	9	26	9	9	26	40	○

クリプトスポリジウム指針に係る指標菌項目	原水												計 (回)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○

水質管理目標設定項目	原水												計 (回)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 PFOS及びPFOA						○							1	○